

第347回千葉市開発審査会議事要旨

1 日 時：令和8年7月24日（金）午後3時00分～午後4時27分

2 場 所：千葉市役所本庁舎高層棟5階 L会議室501

3 出席者

（1）委員：岡田知也委員、有賀敏典委員、大賀紀代子委員、松浦健治郎委員、長谷部衡平委員

（2）行政庁職員：秋葉建築部長、竹田宅地課長、藤田審査第一班主任査、田中審査第二班主任査、
浅見企画調査班主任主事

（3）事務局職員：前田建築管理課長、富士計画調整班主任査、松竹計画調整班技師

4 議 題

（1）審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第1

「収用対象事業による建築物の移転」に該当

イ 議案第2号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

（2 流通業務等の事務所・倉庫）」に該当

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

（2 流通業務等の事務所・倉庫）」に該当

エ 議案第4号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17

「社会福祉施設の建築」に該当

オ 議案第5号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17

「社会福祉施設の建築」に該当

カ 議案第6号 開発行為の許可について

（立地基準）都市計画法第34条第14号

千葉市開発審査会付議基準第17

「社会福祉施設の建築」に該当

- キ 議案第 7 号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について
（立地基準）都市計画法第 3 4 条第 1 4 号
千葉市開発審査会付議基準第 1 4
「建築物の用途変更」に該当
- ク 議案第 8 号 建築行為等の許可について
（立地基準）令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホ
千葉市開発審査会付議基準第 6
「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当
- ケ 議案第 9 号 建築行為等の許可について
（立地基準）令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホ
千葉市開発審査会付議基準第 1 7
「社会福祉施設の建築」に該当
- コ 議案第 1 0 号 建築行為等の許可について
（立地基準）令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホ
千葉市開発審査会付議基準第 1 7
「社会福祉施設の建築」に該当

（2）その他

- ア 次回の開発審査会について
- イ 千葉市開発審査会付議基準の説明について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

ア 議案第1号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

イ 議案第2号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ウ 議案第3号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

エ 議案第4号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

オ 議案第5号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

カ 議案第6号 開発行為の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

キ 議案第7号 完了公告後の予定建築物以外の建築物の用途の変更の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ク 議案第8号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

ケ 議案第9号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

コ 議案第10号 建築行為等の許可について

本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

ア 次回の開発審査会について

次回の開発審査会の開催日は令和8年9月25日（金）と決定した。

イ 千葉市開発審査会付議基準の説明について

千葉市開発審査会付議基準第8

「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築

（2 流通業務等の事務所・倉庫）」について宅地課長より説明。